

内閣官房業務継続計画

平成20年7月
内閣官房

目 次

第1章 業務継続の基本方針と計画の構成	1
1. 背景と位置づけ	
2. 基本方針	
3. 本計画の構成	
第2章 想定災害と業務継続への影響	1
第3章 継続すべき優先業務	3
1. 内閣の機能の維持	
2. 緊急事態の初動対処業務	
3. 庁舎等の維持管理業務	
第4章 円滑な参集のための発災時の行動	4
1. 勤務時間内に発災	
2. 勤務時間外に発災	
第5章 発災に備えた対策	5
1. 庁舎建物・執務環境の整備	
2. 体制整備・教育訓練	

第1章 業務継続の基本方針と計画の構成

1. 背景と位置づけ

中央防災会議は、「首都直下地震対策大綱（平成17年9月）」及び「首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月）」を策定し、首都直下地震により、膨大な人的・物的被害の発生とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生ずるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う首都中枢機能の継続性確保が不可欠とし、首都中枢機関は、首都中枢機能の継続性確保のための計画を策定することとされた。これを踏まえ、平成19年6月の中央防災会議において、安倍内閣総理大臣から、各省庁において業務継続計画の策定を積極的に推進するよう発言があり、1年を目途に各省庁において計画を策定することとされた。

「内閣官房業務継続計画」は、首都直下地震が発生した場合に、内閣官房が責務を果たし、業務の継続性を確保するために必要な取り組みを定めたものである。

2. 基本方針

内閣官房は、その責務を果たすために、首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定）、首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月中央防災会議決定）、緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月15日閣議決定）、緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目（平成15年11月21日内閣官房長官決裁）等に従い、以下の方針に基づいて業務を行うこととする。

- ①内閣の機能を維持する。
- ②緊急事態の初動対処業務を遂行する。
- ③上記①②を行う上で必要となる参集職員を確保するとともに、庁舎等の維持管理を行うなど、必要な執務体制を構築・維持する。

3. 本計画の構成

本計画は5章で構成する。

第1章では、本計画の位置づけと基本方針について、第2章では、本計画を策定するに当たって想定する災害及びその影響について、第3章では、継続すべき優先業務について、第4章では、円滑な参集のための発災時の行動について、第5章では、本計画にかかる不断の訓練、見直しを通じた業務継続性の確保方策の具体化・向上策について記述する。

第2章 想定災害と業務継続への影響

想定災害は、東京湾北部を震源とする地震（M7.3：東京23区の最大震度6強）が冬の日曜日、午後6時に風速15m/sの強風下で発生したものとし、詳細の前提条件を中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告」（平成17年7月）

を基本として、以下のように設定する。

1. 被害想定

- ・死者：1. 1万人、負傷者：約21万人
- ・帰宅困難者：650万人（都内で390万人）
- ・避難者1日後：約700万人（うち避難所生活者：約460万人）
1ヶ月後：410万人
- ・建物全壊：約85万棟（うち火災焼失：約65万棟）
- ・ライフライン施設被害による供給支障（発災1日後）
電力：約160万軒（東京都における支障率12.9%）
上水道：約1,100万人（東京都における支障率33.3%）
ガス：約120万軒（東京都における支障率19.0%）
通信：約110万回線（東京都における支障率9.3%）
- ・公共交通機関（鉄道）

震度5強以上の地域は地震発生後3日間途絶。3日目以降は徐々に復旧。地震発生後30日で全路線が運行できる程度まで復旧。

2. 庁舎の建物等の被害

（1）建物

官邸、内閣府別館の建物については大きな被害なし。内閣府本府A棟については、倒壊には至らないと想定されるが、一定期間業務の継続が困難になると想定される。

（2）執務環境

官邸は、対策を講じているため、什器の転倒、紙ベースの資料、パソコンの保存データの損傷等の被害が発生する可能性は低い。

内閣府本府A棟は、一定期間業務継続が困難になるような被害が生じると想定される。

内閣府別館は、什器の転倒等により、紙ベースの資料、パソコンの保存データの一部が損傷するなどの被害が発生する可能性がある。

3. 庁舎に係るライフラインの被害

（1）電力：電気事業者による電力の供給が2日間停止。

（2）電話

①一般電話

NTT等の通信事業者の通信回線は、1週間～10日間程度、輻輳によりつながりにくい。

②携帯電話

輻輳により数日間つながりにくい。携帯電話のメール(パケット通信)は輻

轆しにくく、使用可能な可能性が高い。

(3) インターネット・メール：

発災後数時間～数日間程度は送受信、アクセスが集中するためつながりにくい、または、アクセス先のサーバーが停電により機能せず、つながらない可能性もある。

(4) 水道（上水）：事業者による供給が3日間程度停止。

(5) 水道（下水）：事業者による排水が3日間程度停止。

(6) ガス：事業者による供給が復旧するまで（1ヶ月程度）使用不可。

第3章 継続すべき優先業務

1. 内閣の機能の維持

- ・内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整を行う。
- ・閣議に係る重要事項の整理、企画立案・総合調整を行う。
- ・内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を行う。

2. 緊急事態の初動対処業務

(1) 職員・家族等の安否確認と職員の参集

全職員の安否を確認する。地震発生時に、あらかじめ指定された職員（以下、参集職員という。）は、家族または自分自身が負傷し、参集できない場合等を除き、速やかに決められた参集場所に参集するものとする。

(2) 災害時の初動対応

- ・参集職員の呼集を行い、参集職員は決められた参集場所に参集する。
- ・情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うために官邸対策室を設置する。
- ・緊急参集チーム協議を行い、必要となる関係省庁との連絡調整を総括する。
- ・緊急事態に関し、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、必要に応じ内閣総理大臣または内閣官房長官と緊急事態に係る閣僚との緊急協議を行う。
- ・閣議を開催し、緊急災害対策本部を設置する。本部設置後、直ちに告示する。緊急災害対策本部は防災関係機関と災害応急対策等の実施状況等に関する情報を収集し、共有するものとする。また、首都直下地震による被害の状況及び災害応急対策の実施状況を把握し、防災関係機関に対し、災害応急対策の実施に関し総合調整を行う。
- ・社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、関係省庁と連携して、緊急事態及びこれへの対処に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。

(3) 災害時の情報収集・連絡体制の構築

- ・被害推計システムや偵察ヘリ等を活用し、各省庁から被災状況、活動状況に関する情報を収集し、緊急参集チーム協議、関係閣僚協議、緊急災害対策本部等において報告を行う。
- ・地方公共団体や関係機関と連携して情報収集を行う。

3. 庁舎等の維持管理業務

内閣官房の各部署が入居している庁舎等の被害状況（電話、FAX、パソコン、コピー機、映像・音響機器等の機器を含む）を確認し、異常がある場合には速やかに修理等を行い、業務に支障がないようにする。また、電気、ガス、通信、上下水道の異常の有無を確認し、異常がある場合には、バックアップシステムの稼働や代替手段の検討を行う。また、情報システムを適切に維持・管理する。

第4章 円滑な参集のための発災時の行動

地震の発生は、庁舎内にいる場合、庁舎外にいる場合、昼夜、休日を問わない。勤務時間外、勤務時間内に発災することを想定し、参集職員が取るべき行動を全職員が理解できるように徹底を図る。それぞれの行動は概ね以下のとおりとする。

1. 勤務時間外に発災

(1) 参集と業務遂行

首都直下地震発生時には、参集職員は東京23区内震度6強以上の地震情報を覚知し次第、指示を待つことなく速やかに決められた参集場所に参集し、継続すべき優先業務を遂行する。参集できる状態のときには、参集途上の安全確保に留意しつつ参集する。参集職員がやむを得ず参集できない場合には、その旨を担当者に連絡する。

(2) 非参集職員の行動

・自宅等待機

非参集職員は安否情報を所属する部署に報告した上で、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるように留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ、上司からの指示を待つ。

・地域貢献

待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。

2. 勤務時間内に発災

家族の安否を確認し、継続すべき優先業務を遂行する。家族と連絡が取れない場合には、業務遂行に支障がないよう非参集職員に安否確認を依頼する。家族の

安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、必要に応じて、代替参集職員を確保し、許可を得て帰宅し、家族の安否を確認する。

第5章 発災に備えた対策

1. 庁舎建物・執務環境の整備等

内閣府本府A棟については、高い耐震性能が確保できるよう整備を進める。また、継続すべき優先業務の遂行に重大な支障がないよう、バックアップシステム・設備の稼働、食料・飲料水の備蓄等を行うとともに、施設・設備の定期的な点検を行い、必要な対策を検討・実施することとする。

2. 体制整備・教育訓練

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持ち、平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。そのため、発災後の実働体制を平時から想定し、適切に業務を行えるように体制を整備して、発災後の実働体制に関する基礎知識を与える教育を行うとともに、想定どおりに機能させることを目的とした訓練を定期的に行う。また、これらの訓練や教育を通じて、計画の見直しの必要がある場合には、速やかに改善し、計画を更新することとする。さらに、参集人数を多く確保するために、平時にできる対策を着実に進める。